



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年4月27日(金) 第9595号

## 目次

ページ

### 告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課) 2
- 道路の区域変更(道路管理課) 3
- 道路の供用開始(同) 3
- 道路の区域変更(同) 3
- 道路の供用開始(同) 4
- 道路の区域変更(同) 4

### 公 告

- 都市計画地区計画の変更に係る縦覧(都市計画課) 4
- 同 5

### 選挙管理委員会告示

- 個人演説会等の施設の指定 5

### 人事委員会公告

- 平成30年度群馬県職員採用I類試験(大学卒業程度)等の実施 5

### 労働委員会告示

- あっせん員候補者 8

## ■ 告 示

## ◎群馬県告示第134号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年4月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡嬭恋村(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡嬭恋村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、嬭恋村(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
嬭恋村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、嬭恋村(次の図に示す部分に限る。)
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡嬭恋村(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び嬭恋村役場に備え置いて縦覧に供する。

## ◎群馬県告示第135号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月27日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	353号	渋川市北橋町八崎利根川左岸堤防敷地先から同市渋川1168番の35地先まで	前	20.8~21.0	218.8
			後	14.1	218.8

## ◎群馬県告示第136号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月27日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
一般国道	353号	渋川市北橋町八崎利根川左岸堤防敷地先から同市渋川1168番の35地先まで	平成30年4月28日 午前9時

## ◎群馬県告示第137号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月27日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	林岩下線	吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山5	前	13.8~36.5	152.5

	44番の3地先から同郡同町大字同字同528番の2地先まで	後	13.8~61.3	491.2
--	------------------------------	---	-----------	-------

## ◎群馬県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月27日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	林岩下線	吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山544番の3地先から同郡同町大字同字同528番の2地先まで	平成30年4月27日

## ◎群馬県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月27日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	下日野神田線	藤岡市高山字高木78番の9地先から同市同字同9番の1地先まで	前	6.8~9.0	45.7
			後	8.3~9.8	45.7

## ■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、桐生都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年4月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 桐生都市計画地区計画 桐生駅周辺地区・新堀地区
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年4月1日

## 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び桐生市都市整備部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、新里都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年4月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 新里都市計画地区計画 桐生武井西工業団地地区
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年4月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び桐生市都市整備部都市計画課

## ■ 選挙管理委員会告示

## ◎群馬県選挙管理委員会告示第36号

伊勢崎市選挙管理委員会は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会等を開催することができる施設として次の施設を指定した。

平成30年4月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本 修 平

施設の名称	所在地	種別	収容人員	面積	指定年月日
伊勢崎市境赤レンガ倉庫	伊勢崎市境765番地1	ホール	200人	244㎡	平成30年4月5日

## ■ 人事委員会公告

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、平成30年度群馬県職員採用I類試験（大学卒業程度）及びII類試験（短期大学卒業程度）を次のとおり行います。

平成30年4月27日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

## 1 試験区分及び採用予定人員

- (1) I類試験 行政事務（62名程度）、森林（5名程度）、農業（6名程度）、化学（2名程度）、設備（2名程度）、建築（1名程度）及び総合土木（13名程度）
- (2) II類試験 警察事務（12名程度）及び学校事務（12名程度）

## 2 職務内容

- (1) I類試験 行政事務は、知事部局、企業局、病院局、各種委員会事務局等に勤務し、一般行政事務に従事します。行政事務以外の試験区分の職種は、知事部局、企業局等に勤務し、それぞれの試験区分に応じた専門的業務に従事します。
- (2) II類試験 警察事務は、警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。学校事務は、県立学校又は

市町村立の小・中・特別支援学校等に勤務し、学校事務（学校図書館事務を含む。）に従事します。

### 3 受験資格

#### (1) 年齢等

ア I類試験は、次のいずれかの条件を満たす人

(ア) 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

(イ) 平成9年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人

a 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成31年3月31日までに卒業する見込みの人

b 群馬県人事委員会がaに掲げる人と同等の資格があると認める人

イ II類試験は、平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条に該当する人

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(ウ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(エ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 4 試験日及び場所

(1) 第1次試験 平成30年6月24日（日）

群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）

群馬県立前橋高等学校（前橋市下沖町321番地の1）

群馬県立前橋女子高等学校（前橋市紅雲町二丁目19番1号）

群馬県総合交通センター（前橋市元総社町80番地の4）

(2) 第2次試験

ア I類試験 平成30年7月中旬から下旬までの間に群馬県庁で実施の予定（第1次試験の合格通知書で通知します。）

イ II類試験 平成30年7月中旬から同年8月上旬までの間に群馬県庁で実施の予定（第1次試験の合格通知書で通知します。）

(3) 第3次試験 I類試験のみ実施。平成30年8月中旬から下旬までの間に群馬県庁で実施の予定（第2次試験の合格通知書で通知します。）

### 5 試験種目

(1) 第1次試験

ア 教養試験（択一式）

イ 専門試験（択一式。II類試験では、実施しません。）

(2) 第2次試験

ア I類試験

(ア) 人物試験

(イ) 論文試験（論文試験の採点は、第3次試験で行います。）

イ II類試験

(ア) 人物試験

(イ) 論文試験

(3) 第3次試験（I類試験のみ行います。）

人物試験

## 6 申込手続、受付期間等

(1) 提出書類 申込書

(2) 申込書の配布場所

ア 群馬県人事委員会事務局（県庁26階）、県民センター（県庁2階）、県の各行政県税事務所及び群馬県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館8階）で配布します。

イ 郵送で試験案内を請求する場合は、表に赤で「I類試験案内請求」又は「II類試験案内請求」と書いた封筒に、宛先を明記した角形2号の返信用封筒（A4判が入る大きさで、140円分の切手を貼ったもの）を同封して、群馬県人事委員会事務局（前橋市大手町一丁目1番1号）まで請求してください。

(3) 申込手続

ア インターネットによる場合 職員採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）にアクセスして、「インターネット申込（電子申請）」をクリックし、内容をよく読んで申し込んでください。

イ 郵送による場合 申込書及び受験票に必要事項を記入し、受験票に62円分の切手を貼り、群馬県人事委員会事務局に郵送してください。

郵送の方法は、簡易書留とし、封筒の表に赤で「I類試験〇〇申込」又は「II類試験〇〇申込」（〇〇には、行政事務、警察事務等の試験区分を記入）と書いてください。

(4) 受付期間

ア インターネットによる場合 受付期間は、平成30年5月10日（木）から同月24日（木）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 郵送による場合 受付期間は、平成30年5月10日（木）から同月25日（金）までです。同日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

エ 本申込書は、郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する信書に該当するため、ゆうメールや宅配便等での送付はできません。

オ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、人事委員会事務局で最初に受付をしたものを有効とします。

(5) 受験票の送付

ア インターネットによる場合 ぐんま電子申請受付システムにより平成30年6月8日（金）頃受験票を発行します。同月15日（金）頃までにダウンロードできない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）に問い合わせてください。

イ 郵送による場合 平成30年6月8日（金）頃受験票を郵送します。同月15日（金）までに届かない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）に問い合わせてください。

## 7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、平成31年4月1日の予定です。

## 8 給与（行政職給料表の適用者の場合）

- (1) I類試験に合格して採用された人の現行給料月額は、184,300円です。なお、このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。
- (2) II類試験に合格して採用された人の現行給料月額は、大学卒業者にあつては180,900円、短期大学卒業者にあつては164,200円です。なお、このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。
- 9 その他 申込書提出後は、試験区分の変更はできません。また、同一日に第1次試験を実施する他の試験区分との重複申込みはできません。

## ■ 労働委員会告示

### ◎群馬県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により公示する。

平成30年4月27日

群馬県労働委員会会長 清水 敏

氏名	現職及び略歴	委嘱年月日
清水 敏	公益委員(会長) 前早稲田大学教授	平成21年3月26日
新井 博	公益委員(会長代理) 弁護士	平成21年3月26日
小暮 俊子	公益委員 弁護士	平成21年3月26日
大河原真美	公益委員 高崎経済大学教授	平成23年3月30日
小磯 正康	公益委員 弁護士	平成27年4月2日
富澤 誠	労働者委員 日本労働組合総連合会群馬県連合会会長	平成23年3月30日
山岸 稔	労働者委員 SUBARU労働組合執行委員長	平成28年4月15日
高草木 悟	労働者委員 日本労働組合総連合会群馬県連合会事務局長	平成28年4月15日
松本 親彦	労働者委員 情報産業労働組合連合会群馬県協議会顧問	平成29年4月4日
大西 省三	労働者委員 UAゼンセン群馬県支部支部長	平成30年4月13日
町田 久	使用者委員 株式会社渋川製作所代表取締役社長	平成10年11月10日
松井 義治	使用者委員 一般社団法人群馬県経営者協会副会長	平成14年6月13日
横山 溥	使用者委員 矢島工業株式会社代表取締役会長	平成18年12月15日
八木 議廣	使用者委員 八木工業株式会社代表取締役社長	平成26年9月25日
岡部 洋行	使用者委員 富士精螺株式会社代表取締役社長	平成29年4月4日
西村 透	労働委員会事務局長	平成30年4月13日



廣瀬 明男	労働委員会事務局管理課長	平成29年4月4日
平野 真一	労働委員会事務局管理課次長(総務調整係長)	平成28年4月15日

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---